

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

景観・自然環境課

1 規則改正の内容

自然公園は優れた美しい自然の風景地の保護等を目的として指定された公園で、その風景地の状況に応じて、法で国立公園、国定公園が、条例で都道府県立自然公園が指定されています。

今般、自然公園法施行規則が外来生物法の改正に伴う不要許可行為の改正等がなされたため、奈良県立自然公園条例施行規則においても同様の改正及びその他所要の改正を行うものです。

(1) 外来生物法の改正に伴う規定整備

外来生物法が改正され、民地に立ち入って特定外来生物の防除に係る調査を行うことができるようになったことを受け、特定外来生物の防除に係る調査の目的でカメラ及び広告物を設置することが不要許可行為となるよう自然公園法施行規則が改正された。これを受け、同様に奈良県立自然公園条例施行規則の不要許可行為を改める。(規則第 16 条第 24 号及び同条第 64 号関係)

(2) 特別地域内における不要許可行為の追加等

特別地域内における不要許可行為として、次に掲げられるものを改正することとする(下線部分が改正部分)。

- ア 変圧器その他の電柱に附帯する工作物(当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)を新築、改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)(規則第 16 条第 21 号関係)
- イ 地方公共団体が、公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。(規則第 16 条第 26 号関係)
- ウ 地表から 2.5 メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること(正当な理由がなくて行う場合を除く。)。(規則第 16 条第 60 号関係)

エ 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。(規則第 16 条第 63 号関係)

オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 1 項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第 17 条第 3 項各号に掲げるものを行うこと。
(規則第 16 条第 123 号関係)

(3) その他所要の改正

都道府県立自然公園には「特別保護地区」を指定できないため、「特別地域」での行為の審査基準は「風致」のみであるべきだが、現行の審査基準は「特別地域と特別保護地区」に求める「風致又は景観」となっているため、「特別地域」における行為の審査基準である「風致」に改める。(規則第 14 条第 1 項第 5 号等関係)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。